

【令和5年度決算】地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 若狭町

消費税(国・地方)の引き上げに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和5年度若狭町一般会計歳入歳出決算における社会保障施策関連経費への充当状況は、次のとおりです。

【歳 入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 192,039 千円 (総額344,088千円)
【歳 出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 1,608,493 千円
(単位:千円)

事業区分		令和5年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
社会福祉	障害者福祉(障害者介護給付費事業等)	519,522	356,829		10,000	152,693	44,917
	母子福祉(母子家庭等医療費助成事業等)	4,576	2,219			2,357	
	高齢者福祉(老人保護措置事業)	2,174				2,174	
	児童福祉(児童手当事業等)	279,832	203,366		25,152	51,314	
社会保険	国民健康保険事業(繰出金)	107,698	49,959			57,739	113,589
	後期高齢者医療事業(繰出金等)	223,979	32,461			191,518	
	介護保険事業(繰出金)	286,793	8,684			278,109	
保健衛生	医療施策(公衆衛生事業等)	127,486				127,486	33,533
	疾病予防対策(予防接種事業等)	36,201	236		28,000	7,965	
	健康増進対策(成人保健事業等)	20,232				20,232	
合 計		1,608,493	653,754	0	63,152	891,587	192,039

※各事業に要する一般財源比率に応じて、地方消費税交付金(社会保障財源化分)を按分して充当しています。